

安曇野市商工業振興審議会 会議概要

- 1 審議会名 第4回 安曇野市商工業振興審議会
- 2 日 時 平成28年10月12日 午前~~一~~後 9時30分から午前~~一~~後 11時00分まで
- 3 会 場 安曇野市役所本庁舎 会議室403
- 4 出席者 齊藤会長、馬場副会長、高橋委員、徳竹委員、川井委員、花村委員、
森重委員、酒井委員、北岡委員、関委員、西川委員、工藤委員
- 5 市側出席者 曾根原部長、高橋課長、降幡課長補佐、米倉係長、西山係長
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成28年10月26日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

- (1) 開 会 (高橋課長)
- (2) 会長あいさつ (齊藤会長)
- (3) 協議事項 (齊藤会長・事務局)
安曇野市地域経済活性化を図る産業振興条例(仮称)の骨子(案)の検討
- (4) その他 (西山係長)
- (5) 閉 会 (曾根原部長)

2 審議概要

《協議事項》安曇野市地域経済活性化を図る産業振興条例(仮称)の骨子(案)の検討

(事務局) 資料の説明

(会長) 事務局の説明が終わりました。特に第5条の部分や産業振興条例そのものに否定的な意見があることなどを踏まえつつ、1ページずつ委員の意見を求めます。

《前文について》

(課長) 1ページ前文2行目の「田園風景を造りだし」の「造り」をひらがなに修正する。

(会長) 修正をお願いします。

(委員) 1ページ中ほど青字で追記してある部分に「輸出や外国人観光客の増加など…」とあるが、増加したのは「輸出」であるか。「観光客」であるか。産業のイメージだと「輸出」は海外勢に押されている感じがする。

(事務局) 増加は「外国人観光客」でありまして「輸出」に掛からない。「や」の表記が誤解を受けるのではと思う。

(委員) 「輸出や」の3文字を削除してはどうか。

(事務局) 意見を踏まえ「輸出や」の部分削除したい。

《目的について》

意見なし

《定義について》

意見なし

《基本方針について》

(委員) 4ページ3行目に「人材育成並びに新たな起業」とある。後ろのページに「起業や創業」がでてくる。同じように統一してはどうか。

(事務局) 指摘のとおり訂正したい。

(会長) 上から3行目の赤字について、「人材育成、新たな起業および創業」のように修正する意見をいただいた。

《計画の立案について》

意見なし

《市の役割について》

- (委員) 5ページ(6)の「建設業における設備及び機械の支援」の表現に違和感がある。他のものは「〇〇化」のように行為を名詞化してある。例えば「設備投資及び機械化」とするか、加えて(2)の「地産地消や6次産業」については「6次産業化」のようにしてはどうか。
- (事務局) 意見が寄せられていることを監理課長に伝えてある。建設業組合などに示す中で、特段意見が無かった経緯がある。実情は融資制度を踏まえた内容である。内容が大きく変わらないのであれば修正も可能であると考え。除雪やリース料の補助など機械化だけではない部分もある。都市建設部と相談しながら検討する。
- (委員) (4)に「担い手の確保及び育成の支援」とある。全体をとおして人材の育成という言葉がでてくる。これには後継者も含むのか。
- (事務局) 担い手は農業で良く使われる。農業も商工業も担い手の問題がある。言い回しは分かりやすい表現に改める。

《付属機関の考え方》

- (会長) 他に意見がなければ、次に資料3について意見を求める。
- (会長) 前にも申ししたが、右側の修正案について、2つある諮問は1つにすればいいのではないか。左側の方がすっきりする。並列でないといけないのか。
- (委員) 同意見である。修正となれば、条例の第9条も大幅に変える必要がある。
- (事務局) 図の変更に合わせて第9条の内容を修正する。
- (事務局) いろんな振興計画を市長から諮問された場合に、専門的な審議会を踏まないと具体的な意見が出てこない。それを受けて全体的な調整ということで産業振興審議会という位置付けである。今後予定している商業振興ビジョンの場合はどちらが良いか検討していただきたい。全体の方が集まる産業振興審議会では意見がまとまらないのではと考える。また、農業だけだと意見も少数であるため、意見が否定されるのではないかと意見もある。
- (委員) 農業の皆さんの意見の中では産業という捉え方をしていない。その点でかみ合わないと思う。産業化しないと生き残れないと思う。
- (会長) 6次産業や異業種連携がそうであるように農業が絡んでいる話が多い。工業といっても食品工業もある。花づくりなどにしても花の生産工場であると思う。農業は個人農業として捉えられている。いずれの審議会でも意見は尊重されるべきであり、理解してもらうことが大事であると思う。
- (委員) 「農業農村振興計画」とあるが「農村」が付いているのが不思議である。「農業振興」イコール「農村振興」がセットになって動いていると、他の産業振興とは立位置が違ってくる。概論でよいので説明してほしい。
- (事務局) 「農業農村振興基本条例」については、第1回審議会の資料6で説明した。この条例は「農業」と「農村」を理念として、計画に基づいて進めていく内容である。農業は市の基幹的産業であるとうたわれており、「良好な営農環境が確保されつつ、自然環境と調和した持続的な発展が図られる…」とある。農業者だけでは自然環境と調和した持続的な発展は困難な場合もあることから、市民の参加を求めている。市民が健康で豊かな生活をするために「農業」と「市民」が一体となると基本理念で表現されている。「農村」の理念については産業振興条例に無いところだが、その部分は補完している。農農条例の中では市民の表記が多くある。
- (委員) 製造業・商業・観光業間の事務などで、勝手な動きを牽制する意味もあるのではないか。
- (事務局) 今の農農条例は理念の条例である。それを踏まえて農業農村基本計画が作られている。その中で「守る」「稼ぐ」「生きる」の3つのキーワードがある。産業振興条例はほとんど「稼ぐ」だけではないか。「守る」や「生きる」の部分がないのではないかと意見がある。このことを踏まえ「守る」「生きる」部分を産業振興条例に入れて考えてほしいと農林部に伝えてある。これらの問題がかみ合っていないという意見の違いが根底にある。

(会長) 農業者と産業化された農業については、もう少し大きく捉えなければ進まないと感じる。農業者や農業関連機関に配慮したものが右側の図かと思う。この点が理解いただければ左側の図がすっきりする。両方へ諮問するとなると、どちらなのかということが出てくると思う。農農条例をなぜ廃止するのかということが危惧されているのであって、その調整をどうするかということではないか。

(委員) 農業農村振興基本条例を読んでいると、計画推進委員会があるわけであるが、そこに対する説明はされているか。

(事務局) はじめの個所に3名の記載があり、正副会長であると判断する。農林部によると、本月10月21日に計画策定委員会などがあり、再度意見を求める場面を作りたいと聞いている。本日はこれまでの農林部のまとめたものを出しながら会としての意見集約をしたい。

(会長) 農林部の会議を待つということか。

(事務局) 理事者の意向は農業を加えて産業振興を図るということ。4回の審議会を踏まえ、また農林部の意見を踏まえながら、もう一度20日頃までに理事者を含めて農林部と調整をしたいと考えている。それを受けて最終の審議会を開催できればと考える。できれば商工審議会としての意見をいただきたい。

(会長) 商工審議会として、資料3の修正検討(案)の図について決定いただきたい。

(委員) この意見は堂々巡りになると思うが、やはり「農村」は生活と一体であるならば切り離せない、拒否反応が示されるのは仕方がないと思う。「稼ぐ」ところに重点が行き過ぎるとの意見があることは理解できる。稼げないから「後継者」「担い手」が不足してしまう実態がある。農村文化を否定しているものではない。稼ぐためにこの方法があると説得いただくしかないと考える。

(事務局) 農林部も一部の農業団体と話をしている。最終的には農業農村振興条例と商工業振興条例を合体するために取り組んできたものである。前段の議論は抽象的・理想論に終始した。現実問題として思いが強くなってきたと思う。

自民党の農林部会長の取材記事に「農業は伸び代がある産業である。旧来型の農業と農業関連産業の相乗効果が図られなければ将来はない」と語られていた。農業と産業を近づけると観念的で否定的な意見が多いと聞く。確かに堂々巡りである。後は市長が英断を持ってどの方向に行くかを決断するしかないと考える。政府は農業を成長産業として位置づけている。

資料3の修正案に諮問答申が2つあると指摘をいただいた。基本的に農業振興計画を作るにあたり、それぞれの審議会に諮問答申するのが前提であると考えている。表右下に「推奨すべき産業の提言」など記載があり、必要に応じて対処するものである。基本的なことは、各審議会に諮っていく。修正検討案は折衷案であるということで理解いただきたい。農業関係者も否定的な方だけではない。賛成される方もいる。しかし、否定的な方の声の方が大きい。再度理事者との協議をしたいと考える。次回の商工審議会である程度の方向性を示したい。

(会長) 我々も理解はしているが、農業者の意見とすり合わせながら次回の審議に諮り、もう一度意見を伺いたい。第9条の部分は次回とする。本日はここまでの部分で完結したいと思う。

《その他》

(事務局) 次回の審議会は答申を見据えてまとめたい。また、農業分野からいただいた意見集約の結果報告をしたい。第9条の修正は農林部・理事者との確認をとり、できれば11月中に会議を持ちたい。会長と相談の上、別途通知する。

以上